

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 22 年度第 3 四半期）
デリバティブ関係(金利系)

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	22年度(あ)第25号
申立ての概要	説明不足で契約したデリバティブ取引の損失の返還要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で契約したデリバティブ取引を解約し、解約清算金の一部免除を求める。 ・当社は、変動金利による融資を希望していたのに、B銀行から金利を固定化する本件デリバティブ取引の勧誘を受け、契約してしまった。 ・本件デリバティブ取引の関係書類への記名押印は、当社係長が勝手に行ったものであり、当社社長は関与していない。 ・当社の社内体制整備が不十分である等の落ち度はあるが、B銀行の営業体制等にも疑問をもっている。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長と面談した際に、融資取引はA社専務に一任している旨の話聞いていたので、本件デリバティブ取引の交渉もA社専務と行った。 ・金利を固定化する本件デリバティブ取引は、A社専務の意向によるものであり、商品内容についても、十分説明し、理解を得ている。 ・本件デリバティブ取引は、事前合意がなされており、契約書への押印日においてA社専務が不在であったので、窓口担当者であったA社係長に関係書類への記名押印を依頼した。 ・当行は、本件デリバティブ取引の契約にあたり、何ら問題はなかったと考えている。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年9月7日のあっせん委員会において「適格性あり」として受理され、同年 11 月2日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会としては、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないと判断し、あっせん手続を打ち切った。

以上

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。